

確認テストchallenge①-Ⅲ(法規)B

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
2. 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
3. 断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比を、「有効細長比」という。
4. 構造耐力上主要な部分を耐火構造とした建築物は、「耐火建築物」である。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定について、建築物の屋上部分である階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{10}$ の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
2. 隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より1 m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差の $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄筋コンクリート造、延べ面積120㎡、地上2階建ての既存住宅における合併処理浄化槽の設置
2. 鉄骨造、延べ面積50㎡の屋外観覧場の新築
3. 木造、延べ面積300㎡、高さ8m、平家建ての神社の屋根の大規模の修繕
4. 災害があった場合に地方公共団体が建築する公益上必要な応急仮設の共同住宅の建築

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 道路の上空に設ける渡り廊下で、多数人の通行等の用途に供し、道路の交通の緩和に寄与するものは、特定行政庁の許可を受けて、建築することができる。
2. 鉄骨造、地上2階建ての建築物を新築する場合、建築主は、当該建築物の検査済証の交付を受ける前において、特定行政庁から仮使用の認定を受けたときに限り、仮に、当該新築に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
3. 延べ面積1,500㎡、地上5階建ての事務所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の所定の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
4. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、原則として、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 劇場における昇降機機械室用階段の蹴上げの寸法は、23cmとすることができる。
2. 集会場における客用の階段及びその踊場に、高さ85cmの手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。
3. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,200㎡のものを増築して延べ面積1,500㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、石綿が添加された建築材料を被覆すること等の措置が必要となる。
4. 近隣商業地域内の住宅(縁側を有しないもの)の開口部である天窗の採光補正係数は、開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4m以上であり、かつ、採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合においては、1.0とする。

問題 6

防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が1,500㎡を超えるものは、用途、延べ面積等にかかわらず、床面積の合計1,500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
2. 建築物の11階以上の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を不燃材料で造ったものは、原則として、床面積の合計500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すれば足りる。

3. 3階以上の階に事務室を有する主要構造部を準耐火構造とした事務所において、その階段の部分、ダクトスペースの部分等の^{たて}竪穴部分については、^{たて}竪穴部分以外の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は所定の防火設備で区画しなければならない。
4. 1階及び2階にそれぞれ床面積500㎡の物品販売業を営む店舗を有する高層共同住宅においては、当該店舗部分と共同住宅部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

問題 7

「特殊建築物の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 地階に設ける飲食店において、床面積の合計が80㎡の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 主要構造部を耐火構造とした建築物である地上2階建ての物品販売業を営む店舗において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ600㎡としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 主要構造部を耐火構造とした建築物である延べ面積700㎡、地上3階建ての図書館において、3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
4. 主要構造部を耐火構造とした建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計を500㎡としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

問題 8

次の建築物のうち、建築基準法上、**2以上の直通階段を設けなければならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も、各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 主要構造部が不燃材料で造られている地上2階建ての事務所で、2階における居室の床面積の合計が300㎡のもの
2. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅で、各階に避難上有効なバルコニーを有し、各階に住戸(居室の床面積40㎡)が6戸あるもの
3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブ及びバーの用途に供する建築物で、各階における居室の床面積の合計が100㎡以下で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設け、各階から1階に通ずる直通階段を屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたもの
4. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積1,000㎡、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における居室の床面積の合計が400㎡のもの

問題 9

次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 地上3階建ての建築物の3階にある飲食店において、新たに間仕切壁を設ける際、飲食店の居室の各部分から直通階段の一に至る歩行距離を30m以下となるようにした。
2. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする際、当該調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
3. 地上3階建てのスーパーマーケットにおいて、使用していなかった屋上を庭園に改装し、その周囲に安全上必要な高さが1.1mのさくを設けた。
4. 地上5階建てのホテルにおいて、屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口に設ける戸の施錠装置について、セキュリティのため、屋内からもかぎを用いなければ解錠できないものに交換した。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. エスカレーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)は、その踏段の幅を1.1m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離を25cm以下としなければならない。
2. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、籠がその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。
3. 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200㎡以内に区画された共同住宅の住戸の居室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満の場合、排煙設備を設けなければならない。
4. 居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準において、機械換気設備の有効換気量(単位：m³/時)は、原則として、その「居室の床面積(単位：m²)」と「居室の天井の高さ(単位：m)」の積に、住宅等の居室にあつては0.5を乗じて計算した必要有効換気量以上でなければならない。

問題 1 1

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である柱の主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上としなくてもよい。
2. 許容応力度等計算において、建築物の地上部分について各階の剛性率を確かめる場合、当該剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算する。
3. 高さ45mの建築物について、限界耐力計算を行う場合には、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。
4. 高さ25mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には、層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい。

問題 1 2

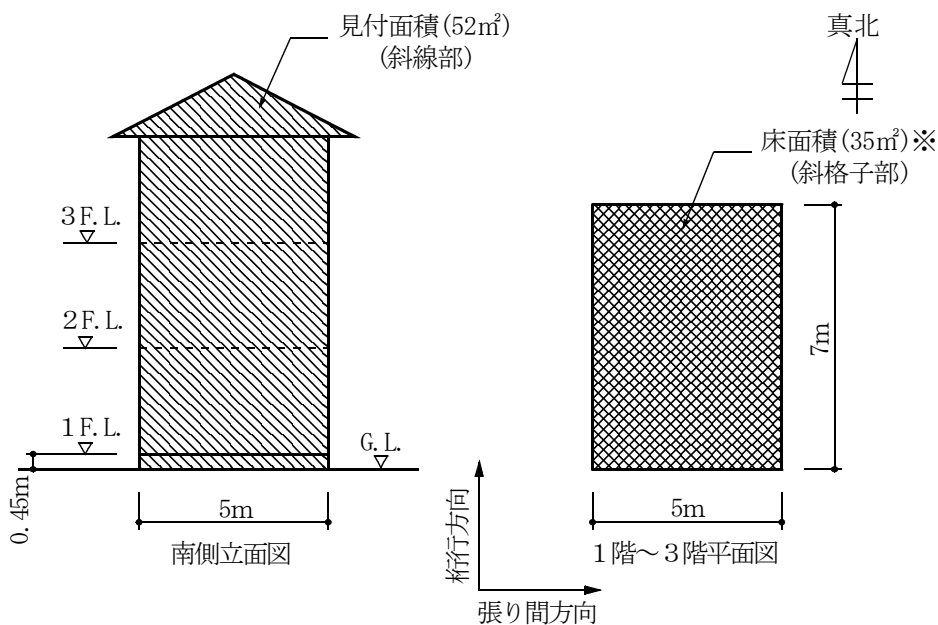
構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、限界耐力計算(それと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 設計基準強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のコンクリートの場合、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の20倍に相当する。
2. 木造平家建ての茶室については、延べ面積にかかわらず、構造耐力上主要な部分である柱であっても、その下部に土台を設けないことができる。
3. 径28mm以下の異形鉄筋をせん断補強に用いる場合、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の上限は、 $390\text{N}/\text{mm}^2$ である。

4. コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合であっても、コンクリート打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないように養生しなければならない。

問題 13

図のような木造、地上3階建ての住宅(屋根を金属板で葺いたもの)の1階部分について、桁行方向に設けなければならない構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、**正しい**ものは、次のうちどれか。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内にあるものとし、小屋裏等に物置等は設けず、地方の風の状況に応じた「風圧力」に対する軸組の割増はないものとする。また、構造耐力上必要な軸組等の規定の適用の除外はないものとする。なお、図は略図とする。



※ 1階部分の軸組の構造の判定に用いる。
1階の床面積については、35㎡とする。

1. 1,610cm
2. 2,150cm
3. 2,415cm
4. 2,600cm

問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 地地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち所定の区域に限る。)内の道路の路面下に設ける建築物は、主要構造部を耐火構造としなければならない。
2. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に2 m以上接しなくてもよい。
3. 準都市計画区域に指定された際現に存在している幅員4 mの道(地下におけるものを除く。)に2 m以上接している敷地には、建築物を建築することができる。
4. 特定行政庁は、都市計画区域に指定された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8 mの道で建築基準法上の道路として指定するものについては、土地の状況に因りやむを得ない場合には、建築審査会の同意を得て、その中心線から水平距離1.2 mの線をその道路の境界線とみなして指定することができる。

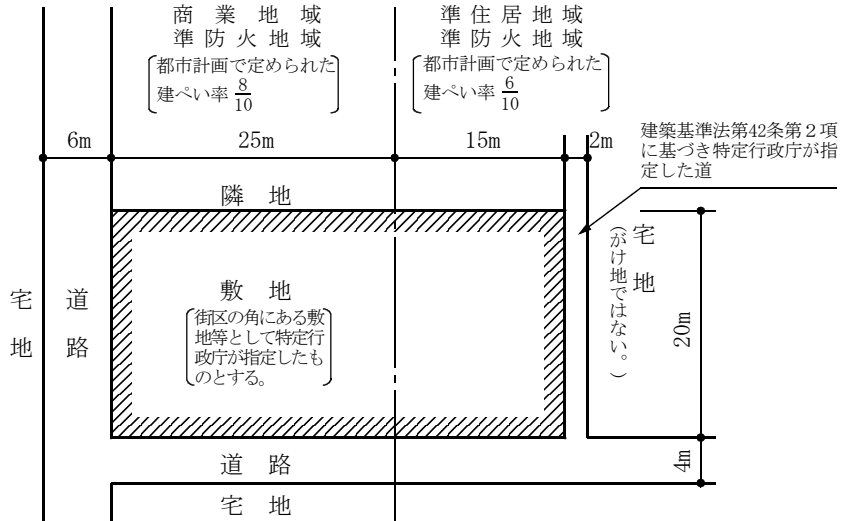
問題 1 5

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積150㎡、地上2階建ての学習塾
2. 準住居地域内の延べ面積500㎡、平家建ての自動車修理工場(作業場の床面積の合計が50㎡のもの)で、原動機の出力の合計が2.5kWの空気圧縮機(国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定するものを除く。)を使用するもの
3. 商業地域内の延べ面積800㎡、地上2階建ての月刊新聞の印刷所
4. 工業地域内の延べ面積5,000㎡、地上5階建ての場外勝舟投票券発売所

問題 16

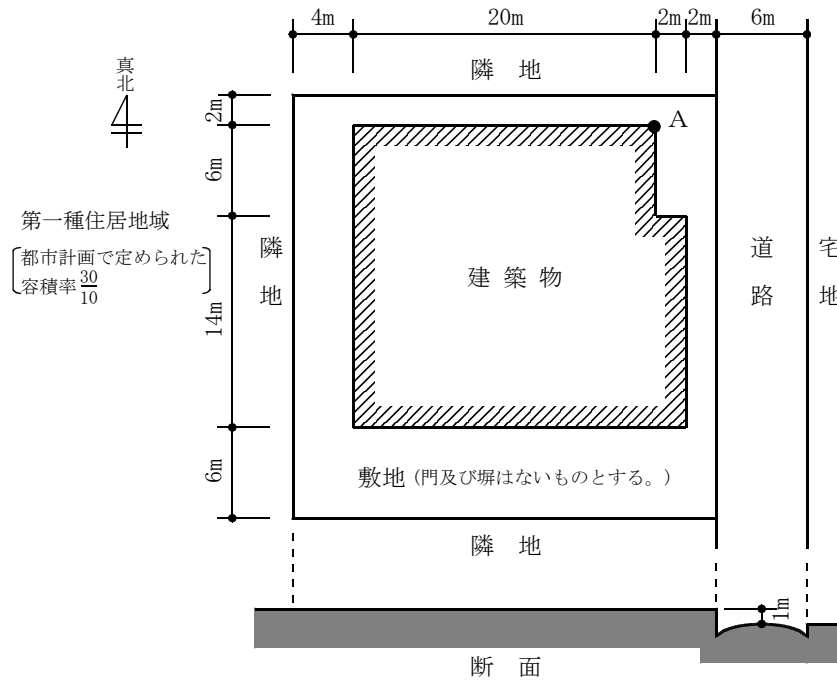
図のような敷地において、準耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる建築物の**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 568 m²
2. 580 m²
3. 646 m²
4. 674 m²

問題 17

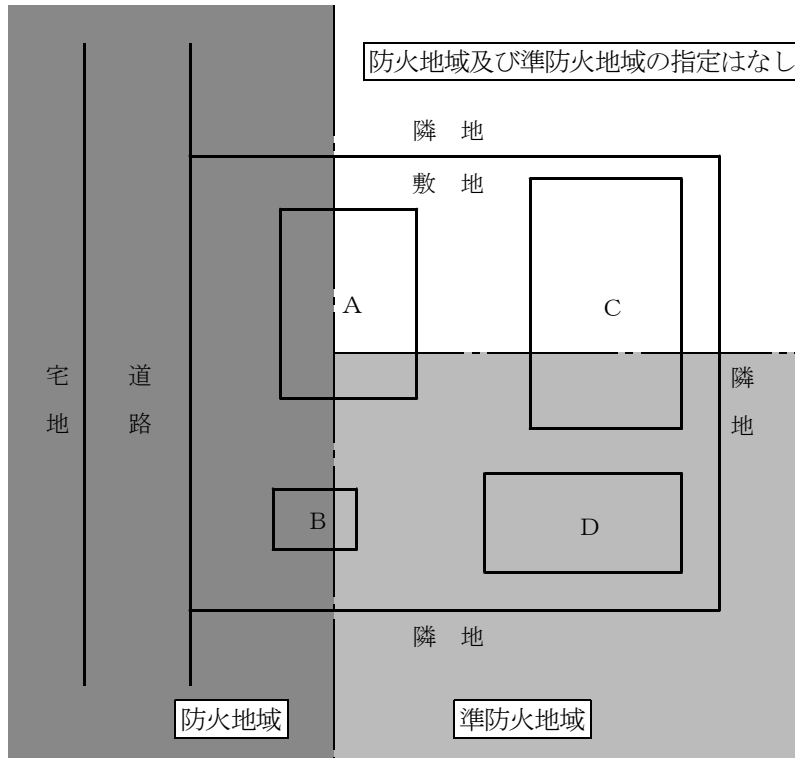
図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 11.5m
2. 12.5m
3. 14.0m
4. 14.5m

問題 18

図のような敷地に、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は扉はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等を行わないものとする。



- A：延べ面積500㎡、地上2階建ての事務所棟
- B：延べ面積60㎡、平家建ての自動車車庫棟
- C：延べ面積1,500㎡、地下1階、地上3階建ての事務所棟
- D：延べ面積400㎡、地上2階建ての事務所棟

1. Aは、主要構造部を「耐火性能に関する技術的基準」に適合したものとすることができる。
2. Bは、主要構造部を「準耐火性能に関する技術的基準」に適合したものとすることができる。
3. Cは、主要構造部を「準耐火性能に関する技術的基準」に適合したものとすることができる。
4. Dは、木造建築物等とすることができない。

問題 19

病院に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 敷地が第一種中高層住居専用地域内に300㎡、第二種低層住居専用地域内に700㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、特定行政庁の許可を受けなければ新築することができない。
2. 準防火地域内の地上2階建てで、各階の床面積が300㎡のもの(各階とも患者の収容施設があるもの)は、主要構造部を耐火構造としなければならない。
3. 患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m以上としなければならない。
4. 入院患者の談話のために使用される居室には、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。

問題 20

建築協定、地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、当該建築協定に加わることができる。
2. 認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)の過半数の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
3. 地区整備計画の定められている区域内において、市町村の条例で定めることのできる制限としては、「建築物の階数の最高限度」は含まれない。

4. 再開発等促進区内において、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、「日影による中高層の建築物の高さの制限」は適用しない。

問題 2 1

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 構造設計一級建築士とは、原則として、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程を修了し、構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士をいう。
2. 構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲は、構造計算適合性判定が必要となる建築物の対象の範囲と同一である。
3. 構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合には、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付する必要はない。
4. 設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士は、当該建築物の設計者に含まれる。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。
2. 都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においても、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことができる。
3. 建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から、建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所が設計業務を受託したときには、その設計図書に建築士事務所名を記載し建築士事務所の印を押した場合においても、当該設計を行った建築士は、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
2. 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することができる。

3. 二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。
4. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画施設の区域内において、木造、地上2階建ての建築物を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
2. 開発区域の面積が40haの開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該開発区域を供給区域に含む電気事業法に基づく一般送配電事業者と協議しなければならない。
3. 都道府県知事等は、市街化区域において開発許可の申請があった場合、当該申請に係る開発行為が所定の基準に適合しており、かつ、その申請の手續が都市計画法又は同法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。
4. 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が完了したときは、その旨を都道府県知事等に届出を行うことにより、当該開発区域内の土地において、直ちに建築物を建築することができる。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積1,300㎡、地上3階建ての劇場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
2. 延べ面積275㎡、地上2階建ての認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として所定の構造を有するもの以外のものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. カラオケボックスには、延べ面積にかかわらず、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
4. 博物館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。

問題 2 6

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の用途を変更して博物館としようとする場合、当該用途の変更に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上となるものにあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段は、原則として、回り階段でないものでなければならない。
2. 床面積の合計が2,000㎡以上のホテルで、客室の総数が50以上のものを新築する場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。

3. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の $\frac{1}{5}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
4. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、120cm以上でなければならない。

問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 「文化財保護法」に基づき、重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、原則として、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物の所有者等で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、「建築物環境衛生管理基準」に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
4. 「建築基準法」において、エレベーターとは、人又は人及び物を運搬する昇降機並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.1mを超えるものをいう。

問題 28

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホームの居室の入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、 3.3m^2 以上としなければならない。
2. 「浄化槽法」に基づき、何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時)から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた^{かし}瑕疵について、民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
4. 「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

問題 29

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 確認済証の交付に当たっての審査において、建築主事による必要な事項についての質問に対して、当該建築物の設計者である建築士が虚偽の答弁をした場合においては、当該建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築主により工事監理者が定められていないまま、一級建築士でなければ設計できない建築物の工事をした場合においては、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象となる。
3. 建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。

4. 構造設計一級建築士は、建築士事務所に属せず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、特定建築物以外の建築物の新築において、建築主が所定の事項に関する計画を所管行政庁に届け出なければならないのは、床面積の合計が2,000㎡以上の場合である。
2. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該計画を建築主事に通知し、当該計画が建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。
3. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、所定の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないが、景観行政団体がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
4. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を受けた者は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をしようとするときは、原則として、所定の申請書等を提出して所管行政庁の認定を受けなければならない。